福岡県バス対策協議会について

1. 設立経緯

平成12年5月に成立した改正道路運送法(平成14年2月に施行)により、乗合バス事業に係る路線の休廃止について、許可制から届出制となり、路線廃止の増加に伴う、地方への影響が危惧された。 地域住民の生活交通を確保するため、以下の対応が求められることとなった。

- ①県は休廃止への対応(代替交通の確保や、補助金による路線維持)を検討するため「バス対策協議会」(地方運輸局、自治体、交通事業者で構成)を組織すること
- ②事業者は休廃止の届出に先立って「バス対策協議会」に路線の休廃止の意向を申し出ること
- ③交通事業者が国庫補助を受けようとする路線については、バス対策協議会が策定する「地域間幹線系統確保維持計画」に記載される必要があること本県では、平成12年5月に本協議会を設置した。

2. 地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)の概要

複数市町村にまたがる赤字路線バスについて、①運行欠損額(収支差)及び②車両の減価償却費に対して1/2を補助(残り1/2は県が補助)。

| 年度 | | R 4 | R 5 | R6 (今回計画) |
|---------------|-----|----------|----------|-----------|
| 申請事業者数 | | 1 1 | 1 1 | 1 1 |
| 系統数 | | 5 0 | 5 1 | 5 6 |
| 車両数 | | 10台 | 11台 | 14台 |
| 国補助金額 (千円) | 運行費 | 186, 349 | 142, 747 | 196, 985 |
| | 車両 | 15, 315 | 17, 439 | 21, 132 |
| | 合計 | 201, 664 | 160, 186 | 218, 117 |
| 県補助金額 (千円) | 運行費 | 323, 541 | 198, 547 | - |
| | 車両 | 15, 315 | 18, 737 | - |
| | 合計 | 338, 856 | 217, 284 | _ |

- ※R4は国・県とも要件緩和後の額。県補助額はR4は実績額、R5は予算額を記載。
- ※国は基準年度から過去3カ年の収支差を、県は基準年度の実績収支差を基に経費を算定することから、補助金額が異なる。

3. 地域間幹線系統確保維持計画(バス対策協議会策定)

国庫補助を申請する路線について「目的・必要性」、「効果・目標」、「運行計画」、「生産性向上の取組」を定めるもの。

4. 福岡県バス対策協議会

<委員>

- 九州運輸局自動車交通部長
- · 九州運輸局福岡運輸支局長(副会長)
- ·福岡県企画 · 地域振興部長(会長)

(臨時委員)

・関係市町村の職員

- •福岡県市長会会長
- •福岡県町村会会長
- ・一般社団法人福岡県バス協会会長

関係バス事業者の代表者